

2021 年 9 月 1 日

お客さま各位

西京信用金庫

預金規定改定のお知らせ

平素は、西京信用金庫をご利用いただきましてありがとうございます。

当金庫では、「未利用口座管理手数料」の導入に伴い、以下のとおり、預金規定を改定させていただきます。

なお、改定後の新規定は、規定改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

1. 改定する預金規定

普通預金規定、決済用普通預金規定、貯蓄預金規定

2. 改定内容

以下の条項を新設いたします。

○未利用口座管理手数料

(1)この預金口座は、当金庫が定める一定期間（当金庫ホームページに記載）、利息決算以外の預入れまたは本条に定める未利用口座管理手数料（当金庫ホームページに記載）の引落とし以外の払戻しがない場合には、未利用口座となります。

(2)未利用口座となった場合、お届けのご住所に未利用口座に関するご案内の書面を郵送します。書面の到着の有無にかかわらず、書面発送から 3 ヶ月間ご利用（預入れ、払戻し）がなく、かつ、預金残高が 10,000 円に満たないときは、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。この場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落としします。

(3)前記(2)で引き落とした未利用口座管理手数料は返却しません。

(4)この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、この預金口座を解約することができるものとします。

(5)前記(4)で解約された口座の再利用はできません。

3. 改定日

2021 年 10 月 1 日

詳しくは窓口までお問い合わせください。

以上